

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金
災害時NPO活動支援事業継続支援活動補助金 Q & A

Q 1 : 災害時とは。

A 1 みえ災害ボランティア支援センター（以下、「支援センター」という。）が設置され、閉鎖されるまでの期間をいいます。
現在、平成 30 年 7 月豪雨にかかる被災地支援のために、平成 30 年 7 月 9 日から支援センターが設置されています。

Q 2 : 実活動日数とは。

A 2 現地までの移動日数は含めず、実際に現地で活動を行う日数を計算します。
1 日あたりの活動時間数は問いません。
日にちが連続していなくても、合算して 10 日間以上あれば結構です。

Q 3 : 1 日のうち複数個所で活動した場合や半日だけ活動した場合はどうなるか。

A 3 いずれも、1 日として計算します。

Q 4 : 天候不順などにより活動できなかった日も含めてよいか。

A 4 すでに現地で活動を始めており、途中で天候不順などの理由により現地で待機する場合は、その活動できない日数も含めることができます。
ただし、活動できない理由が、自己の都合によるものである場合は、含めることができません。

Q 5 : 過去の活動に遡って申請できるか。

A 5 できません。
交付決定日以降の活動が対象となります。

Q 6 : 申請から交付決定までの日数は。

A 6 申請書受付後、7 日以内に交付決定し、申請者あてに通知します。

Q 7 : 当初 10 日以上で支援活動を計画していたが、被災地で支援のニーズがなくなり、結果的に実活動日数が 10 日に満たなかった場合はどうなるか。

A 7 原則として、実活動日数の実績が 10 日に満たない場合は補助金の全額交付はできませんが、申請者から活動内容等の聴き取りを行い、全ての被災地で支援のニーズがなくなるなど、やむを得ないと認められる場合は、実活動日数 6 日以上については、その日数で按分することとします。

Q 8 : 活動期間がみえ災害ボランティア支援センターの閉所後に及んだ場合は
どうなるか。

A 8 原則として、みえ災害ボランティア支援センター設置期間中としますが、申請時の
ニーズが継続しており、支援活動が必要と判断される場合は、みえ災害ボランティア
支援センター閉所後の活動であっても活動日数とみなします。

Q 9 : 補助金申請等の事務手続の流れはどうか。

A 9 概ね次のとおりです。

